

リサイクル燃料備蓄センター

使用済燃料貯蔵施設 保安規定変更認可申請について

令和5年1月30日

リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. 変更の理由、変更内容

【経緯】

令和2年9月16日 建設段階保安規定の認可

認可事項	「総則」、「品質マネジメントシステム」、「保安管理体制」、「施設管理」、「保安教育」、「記録」
未申請事項	「貯蔵管理」、「放射性廃棄物管理」、「放射線管理」、「緊急時の措置」、「報告」等

令和4年12月21日 保安規定変更認可申請（今回の申請）

【変更の理由】

未申請事項について全て規定するとともに、その他記載の適正化を行い、事業開始に向けた保安規定一式としての変更を行うもの。

【変更内容】

- ① 未申請事項であった「貯蔵管理」、「放射性廃棄物管理」、「放射線管理」、「緊急時の措置」、「報告」等について、全て規定
- ② 未申請事項の規定に伴う既条文への反映、及び記載の適正化

2. 保安規定内容の変更プロセス

未申請事項の新規追加及びその他記載の適正化にあたっては、先行原子力発電所、日本原燃株式会社等の保安規定を参考にして、使用済燃料貯蔵施設の特性を踏まえて、新規追加及び既条文の見直しを行った。

また、次の3つの整理表を用いて、保安規定に記載すべき事項をもれなく反映した。

a) 保安規定審査基準との比較整理表

→ 保安規定審査基準で確認すべき事項として定められた82項目に対して、記載不足のないことを確認

b) 事業許可申請書記載内容の反映整理表

→ 事業許可申請書に記載した運用に係る記述を抽出し、適合性説明資料内容も補った計約300項目について、反映整理

c) 設工認記載内容の反映整理表

→ 設工認申請書内で「保安規定に定め運用する」とした事項を抽出し、その他補足説明資料内容も補った約100項目について、反映整理

3. 章構成の変更

未申請事項を新規規定(青字)するに当たり、発電炉の保安規定を参考にして、章構成を以下のとおり変更した。

【 現 行 】

第1章	総則(第1～3条)
第2章	品質マネジメントシステム(第4条)
第3章	保安管理体制(第5～10条)
第4章	貯蔵管理
第1節	通則
第2節	金属キャスクの受入れ・貯蔵・払出し
第5章	放射性廃棄物管理
第6章	放射線管理
第7章	施設管理(第39～56条)※
第8章	緊急時の措置
第1節	緊急時の措置
第2節	異常時の措置
第9章	保安教育(第74～75条)
第10章	定期的な評価
第11章	記録及び報告(第69条)
第12章	別途定める事項(第79条) ⇒削除

※ 第55条(定期事業者検査)、第56条(長期施設管理方針)は未規定

【変更後】

第1章	総則(第1～3条)
第2章	品質マネジメントシステム(第4条)
第3章	体制及び評価
第1節	保安管理体制(第5～9条)
第2節	定期的な評価(第10条)
第4章	貯蔵管理
第1節	通則(第11～19条)
第2節	金属キャスクの受入れ・貯蔵・搬出(第20～24条)
第3節	異常時の措置(第25～28条)
第5章	放射性廃棄物管理(第29～34条)
第6章	放射線管理(第35～48条)
第7章	施設管理(第49～54条)※
第8章	緊急時の措置(第55～66条)
第9章	保安教育(第67～68条)
第10章	記録及び報告(第69～70条)
添付(実施基準、管理区域図)	

※ 第53条(定期事業者検査)、第54条(長期施設管理方針)を新規規定

4. 主な変更内容(1/5)

保安規定各章の「要求事項」及び「作成の考え方」を示す。

No.	保安規定	要求事項 (貯蔵規則第37条第1項)	作成に当たっての考え方
1	第1章 総則 (第1条～第3条)	第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 第20号 その他必要な事項	・変更なし
2	第2章 品質マネジメントシステム (第4条)	第2号 品質マネジメントシステム 第19号 不適合発生時の情報公開 第20号 その他必要な事項	・未申請事項の新規規定に伴う関連マニュアル及び業務プロセスの追加。
3	第3章 体制及び評価 (第5条～第10条)	第3号 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織 第4号 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲等 第15号 記録及び報告 第17号 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	・未申請事項の新規規定に伴う、主任技術者確認事項の追加。 ・未申請事項の新規規定に伴う、使用済燃料貯蔵施設保安委員会での審議事項の追加。

■ : 未申請事項の追加

■ : 未申請事項追加を受けて変更

□ : 変更なし

4. 主な変更内容(2/5)

No.	保安規定	要求事項 (貯蔵規則第37条第1項)	作成に当たっての考え方
4	第4章 貯蔵管理 (第11条～第28条)	第6号 使用済燃料貯蔵施設の操作 第11号 使用済燃料の受払い、運搬等 第14号 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵規則第37条第6項の「使用済燃料貯蔵施設の操作」については、「使用済燃料貯蔵施設の監視」と「使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い」として整理読替えし、各条文を作成。 ・火災及び自然現象(火山、地震、津波、竜巻、積雪等)発生時の体制の整備について、第16条～第19条及び添付1の実施基準に記載。
5	第5章 放射性廃棄物管理 (第29条～第34条)	第9号 線量、線量当量、汚染の除去等 第12号 放射性廃棄物の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物の放出設備はなく、放射性固体廃棄物や放射性液体廃棄物が発生した場合には、ドラム缶に入れて廃棄物貯蔵施設に保管廃棄するとして、各条文を作成。ドラム缶には津波漂流防止措置を実施する旨も明記。

■ : 未申請事項の追加

■ : 未申請事項追加を受けて変更

□ : 変更なし

4. 主な変更内容(3/5)

No.	保安規定	要求事項 (貯蔵規則第37条第1項)	作成に当たっての考え方
6	第6章 放射線管理 (第35条～第48条)	第7号 管理区域及び周辺 監視区域の設定等 第9号 線量、線量当量、汚 染の除去等 第10号 放射線測定器の管 理及び放射線測定の方法	・通常は、汚染のおそれのない管理区域のみで あることを前提にして、各条文を作成。
7	第7章 施設管理 (第49条～第54条)	第16号 使用済燃料貯蔵施 設の施設管理 第18号 技術情報の共有	・未申請であった「定期事業者検査」、「長期施 設管理方針」等を追記。
8	第8章 緊急時の措 置 (第55条～第66条)	第13号 非常の場合に講ず べき処置	・RFSは重大事故等の発生を想定しておらず、 重大事故等対処設備もないことから、「緊急時 における操作」がないことを前提として記載。

■ : 未申請事項の追加

■ : 未申請事項追加を受けて変更

□ : 変更なし

4. 主な変更内容(4/5)

No.	保安規定	要求事項 (貯蔵規則第37条第1項)	作成に当たっての考え方
9	第9章 保安教育 (第67条、第68条)	第5号 保安教育	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後を踏まえた教育内容、教育対象者の見直し。 ・金属キャスクの取扱いの業務について、従前は、貯蔵Gのみが取扱うものとして整理していたが、保全の目的での取扱いを踏まえて以下の分掌業務とし、金属キャスクの取扱いの業務に関わるものを、「貯蔵G」と「保全G」とした。 <ul style="list-style-type: none"> [貯蔵G]: 搬出など金属キャスクを保全の目的以外で移動等を実施。 [保全G]: 金属キャスクの保全の目的で金属キャスクの移動等を実施。 ・金属キャスクの取扱いに係る委託作業員について、従前は、第7章 施設管理の一環で業務に従事する者としていたが、その重要性に鑑み、センター員と同様に「金属キャスクの取扱いの業務に関わる者」として保安教育を実施することとした。

■ : 未申請事項の追加

■ : 未申請事項追加を受けて変更

□ : 変更なし

4. 主な変更内容(5/5)

No.	保安規定	要求事項 (貯蔵規則第37条第1項)	作成に当たっての考え方
10	第10章 記録及び報告 (第69、70条)	第15号 記録及び報告	・貯蔵規則(第27条及び第43条の13)に定められた記録及び報告については、該当するものを記載。

■ : 未申請事項の追加 ■ : 未申請事項追加を受けて変更 □ : 変更なし

※ 貯蔵規則37条第1項「第8号 排気監視設備及び排水監視設備」については、排気監視設備及び排水監視設備を有しないことから、保安規定に規定せず